

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策1 社会全体で子育て・子育てを応援

(1) 子どもの人権が尊重される社会環境づくり	
基本目標 滋賀県子ども条例に掲げる、「子どもが人権を尊重され、夢をもって健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり」を進め、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。	施策の方向性 県民、地域の団体、企業や行政など様々な主体が、子どもの人権を尊重し、その可能性を伸ばしていくことが大切であるという意識を育み、相互に連携して各々の責任を果たすなかで、子どもが健やかに成長するための環境づくりを進めます。
(2) 子ども・若者の育成支援についての理解の促進	
基本目標 社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深めます。	施策の方向性 子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成を見守り、ともに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育くむとともに、子どもの頃から地域活動に参加し、世代間のつながりを大切にする地域づくりを進めます。また、家族のふれあいやきずなを大切にしながら、男女がともに子育てに関わり、よりよい家庭環境をつくる意識を育みます。
(3) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援	
基本目標 障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していける共生社会を目指します。	施策の方向性 共生社会の実現に向け、障害や病気を抱えた子どもや外国人の子どもとその家族に対して、関係機関等と連携し、きめ細かな支援を行います。

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標の達成度 ／達成状況	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
家庭教育支援チームを組織する市町数	6市町	6市町	7市町	8市町	11市町	10市町	11市町	83%	12市町	教委・生涯学習課	
放課後等デイサービス事業所数	2,187人 [平成31年3月サービス提供分]	2,318人 [令和2年3月サービス提供分]	2,668人 [令和3年3月サービス提供分]	2,900人 [令和4年3月サービス提供分]	3,262人 [令和5年3月サービス提供分]	3,585人 [令和6年3月サービス提供分]	3,839人 [令和7年3月サービス提供分]	377%	滋賀県障害者プランによる見込量 (2,625人令和2年度)	障害福祉課	
「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合(特別支援学級および特別支援学校を除く。)	小学生78.5% 中学生75.5% 高校生87.4%	小学生87.5% 中学生84.5% 高校生79.1%	小学生90.4% 中学生89.9% 高校生83.2%	小学生95.4% 中学生95.2% 高校生80.3%	小学生98.2% 中学生98.7% 高校生88.0%	小学生99.4% 中学生99.6% 高校生95.8%	小学生99.8% 中学生100% 高校生97.4%	各学校種別の目標達成度 小学生99% 中学生100% 高校生79%	小学生100% 中学生100% 高校生100% (令和5年度)	教委・特別支援教育課	

評価、課題、今後の展開	計画期間（5年間）を通じた評価 【家庭教育支援チームを組織する市町数】 ○コロナ禍以後、人と人とのつながりが希薄化し、様々な課題を抱えつつ孤立しがちな保護者が増加し、子どもの育ちを地域全体で支えることが求められる中、研修会等の開催、市町への家庭教育支援アドバイザー派遣による体制づくりや取組の充実に係る支援を行った結果、地域住民等で構成される家庭教育支援チームを組織する市町数は11市町となった。 【放課後等デイサービス事業所数】 ○目標達成 【「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合】 ○「個別の教育支援計画」の作成率は、学校種によって目標を若干下回っているところもあるが、計画期間中に大きく上昇し、目標値の100%に近づいている。計画の意義の理解や校内体制の構築、支援の引き継ぎが進んできたと考えられる。
	計画期間（5年間）を通じた課題、今後の展開 【家庭教育支援チームを組織する市町数】 ○新規チームの組織化や未設置の市町があるため、市町の実情に応じた導入の仕方など、担当課への具体的な伴走支援が求められる。そのため、市町担当者向けの研修会、家庭教育支援員の育成・人材確保のための専門的な交流会・相談会の開催、実情に応じた取組方策支援のための家庭教育支援アドバイザーや県担当者の訪問など、オーダーメイド支援を重視し、県域での普及をめざす。 【放課後等デイサービス事業所数】 ○今後も放課後等デイサービスを利用できる環境を整えていく。 【「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合】 ○「個別の教育支援計画」の作成率は上昇したが、個々の児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援を充実させるため、「個別の指導計画」を含め、両計画の一層の活用を推進する必要がある。小中学校に対しては、引き続き、県主催の研修会のほか、市町教育委員会や学校への訪問を通じて啓発等を図り、両計画の作成の状況を確認するとともに、活用の推進や内容の充実等を図る。高等学校に対しては、県立高等学校への巡回指導員の派遣による指導助言や研修を通じた特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るとともに、令和6年度から開始した「高等学校特別支援教育体制整備事業」により高等養護学校と高等学校の連携を強化し、高等学校における課題を地域で解決できる体制づくりを進める。

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策2 安心・安全な子育て環境

(1) 安心・安全に子どもを生き育てることができる環境づくり	
基本目標 結婚から妊娠、出産、子育てへと切れ目ない子育て支援により、出産や子育てに対する自信や安心感を持ち、子どもが安心・安全に生まれ育っている環境をつくります。	施策の方向性 子どもを生み、育てることへの希望を高めるとともに、それらに対する不安を解消し、子どもが安心・安全に成長することができるよう、周産期医療体制の充実や、子どもの健康の確保のための取組を推進します。
(2) すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実	
基本目標 すべての子育て家庭の多様なニーズに対応した地域における子育て支援の充実を図り、子育ての不安や負担感を解消します。	施策の方向性 子育ての不安や負担感を解消するため、子育てに関する相談機能の充実や、在宅で子どもを保育する家庭のニーズに対する一時預かり、就労しながら子育てをする家庭のニーズに対する放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターによる支援、障害のある子どもへの支援など、多様かつ、個々のニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。
(3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実	
基本目標 就学前の乳幼児期は、子どもの人格が形成される重要な時期であり、子どもの健全な成長が促されるよう就学前教育・保育の充実を図り、適切な教育・保育を提供します。	施策の方向性 潜在的ニーズも含め早期に待機児童の解消を図り、教育・保育を必要とする子どもが確実にこれらのサービスの提供を受けられるよう、認定こども園、保育所および幼稚園の計画的な整備や地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育)の設置を促進します。また、認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の充実を図るため、また、障害のある子どもへのきめ細かな保育の実施が図られるよう、それらを担う人材の確保や資質の向上を図ります。
(4) 子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり	
基本目標 子どもが事件や事故の被害にあわないよう、安全確保に努めるとともに、子どもたちが自らの身を守る力を育てます。 また、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる環境をつくります。	施策の方向性 子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般にわたって、子育てにやさしい環境を整備するとともに、子どもを事故や災害から守るための取組を推進します。
(5) 仕事と家庭の両立支援	
基本目標 男女がともに子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合っているよう、仕事と家庭の両立ができる社会環境をつくります。	施策の方向性 長時間労働の抑制や育児休業の取得など個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会環境づくりを進めるため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の取組を促進します。 また、仕事と家庭の両立を支援する環境づくりを進めるとともに男性が積極的に子育てに関わる機運を醸成し、子育て期の女性の就労継続や再就職を支援します。

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標の達成度 /達成状況	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
周産期の死亡児数 (出産1,000人あたり人数)	3.2人 [平成29年]	3.3人 [平成30年]	4.3人 [令和元年]	2.7人 [令和2年]	1.7人 [令和3年]	2.2人 [令和4年]	3.9人 [令和5年]	達成 滋賀県 3.0 (全国 3.3)	H29~R4の平均値が 全国平均より低い(R5 目標)	子育て支援課	
認定こども園等利用定員数											
3歳以上の認定こども園(教育標準時間認定)、幼稚園利用定員数	24,444人	23,950人	23,869人	23,500人	22,522人	22,134人	21,672人	65%	20,149人	子育て支援課	
3歳以上の認定こども園(保育認定)、保育所利用定員数	20,631人	21,291人	22,157人	22,891人	23,176人	23,289人	23,739人	78%	24,591人	子育て支援課	
3歳未満の認定こども園(保育認定)、保育所、小規模保育等利用定員数	13,487人	14,325人	14,945人	15,506人	15,751人	15,809人	16,064人	79%	16,760人	子育て支援課	
一時預かり事業の実施											
一時預かり事業(幼稚園型)提供体制	182,681人 (利用者数)	258,911人	358,072人	400,207人	413,917人	457,037人	449,056人	212%	308,277人	子育て支援課	
一時預かり事業(幼稚園型以外)提供体制	47,019人 (利用者数)	50,277人	59,748人	76,222人	73,882人	41,881人	44,700人	55%	81,690人	子育て支援課	

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標の達成度 ／達成状況	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
延長保育提供体制	7,778人 (利用者数)	13,643人	12,621人	13,234人	13,748人	13,206人	13,327人	95%	13,994人	子育て支援課	
病児保育提供体制	16,858人 (利用者数)	14,722人	21,744人	22,599人	24,058人	24,336人	27,310人	155%	23,590人	子育て支援課	
利用者支援事業実施か所数											
基本型	22か所	26か所	29か所	30か所	31か所	28か所	31か所	53%	39か所	子育て支援課	
特定型	6か所	7か所	7か所	8か所	6か所	7か所	7か所	17%	12か所	子育て支援課	
母子保健型	26か所	26か所	28か所	28か所	29か所	27か所	33か所	700%	27か所	子育て支援課	
地域子育て支援拠点事業拠点数	88か所	91か所	87か所	85か所	93か所	93か所	93か所	250%	90か所	子育て支援課	
子育て短期支援事業提供体制 (ショートステイ)	214人 (利用者数)	262人	587人	645人	748人	1,418人	1,518人	269%	698人	子育て支援課	
子育て短期支援事業提供体制 (トワイライトステイ)	165人 (利用者数)	212人	166人	215人	222人	70人	150人	0%	235人	子育て支援課	
ファミリー・サポート・センター事業提供体制	17,319人 (利用者数)	17,228人	16,016人	17,374人	15,908人	16,767人	17,420人	5%	19,506人	子育て支援課	
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)利用定員数	17,041人 (H30.5.1 利用児童 数)	19,610人	22,136人	21,595人	23,006人	23,500人	24,264人	109%	23,678人	子育て支援課	
乳児家庭全戸訪問事業実施率	81.9%	80.8%	68.9%	66.7%	77.6%	80.0%	集計中	-	100%	子育て支援課	7月末頃確定見込み
養育支援訪問事業訪問数	5,036人	5,289人	5,227人	5,248人	5,817人	6,026人	5,649人	60%	6,062人	子育て支援課	

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標の達成度 ／達成状況	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
妊婦健診提供体制	139,799回 [平成29年度]	132,581回	125,547回	123,724回	120,084回	111,902回	集計中	-	155,703回	子育て支援課	9月末頃確定見込み
産前・産後サポート事業の取組市町数	15市町	15市町	15市町	16市町	全市町	全市町	全市町	100%	全市町	子育て支援課	
産後ケア事業の取組市町数	15市町	18市町	18市町	全市町	全市町	全市町	全市町	100%	全市町	子育て支援課	
認定こども園等従事者数(幼稚園教諭・保育士等)	9,744人	10,108人	10,315人	10,509人	10,695人	10,955人	11,022人	58%	11,933人	子育て支援課	
ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数(従業員数100人以下の企業)	555社	589社	601社	616社	622社	640社	803社	142%	730社	労働雇用政策課	
男性の育児休業取得率	4.1%	3.8%	14.5%	13.2%	21.8%	34.8%	52%	2521%	6.0%	労働雇用政策課	
評価、課題、今後の展開	<p>計画期間（5年間）を通じた評価</p> <p>○市町の保育ニーズに対応した認定こども園等の施設整備を支援することにより定員拡充を行った。</p> <p>○周産期死亡率、産前・産後サポート事業・産後ケア事業の実施市町数等は目標達成しており、妊婦健診提供体制も確保できていることから、妊娠・出産前後の安心・安全な環境を提供できている。</p> <p>○子育て支援事業については、市町の子ども・子育て支援事業計画に基づき、各市町の取り組みの支援を行った。</p> <p>【ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数】</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数については、県の労働広報誌やパンフレット、滋賀県社会保険労務士会や滋賀労働局との連携による周知・啓発等により目標値を達成することができた。</p> <p>【男性の育児休業取得率】</p> <p>○男性の育児休業取得率は令和2年度から令和6年度の目標値を大きく上回る値となっている。</p>										
	<p>計画期間（5年間）を通じた課題、今後の展開</p> <p>○待機児童の解消に向けて引き続き定員確保が必要であるが、施設の統廃合や定員の減調整が行われている地域もあるため、将来を見据えた計画的な施設整備が求められる。</p> <p>○すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な子育て支援の充実が図られるよう、引き続き市町へ働きかける。</p> <p>【ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数】</p> <p>○働き方改革関連法が施行され、労働時間法制の見直しや公正な待遇の確保が進められた。しかし、人材面、資金面で課題のある中小企業においては、多様で柔軟な働き方ができる環境整備など「魅力ある職場づくり」に十分に取り組んでいるとはいえ、人材確保や人材育成につなげられていない。そこで、「魅力ある職場づくり」に取り組もうとする中小企業の掘り起こしを図り、その取組を支援していく。</p> <p>【男性の育児休業取得率】</p> <p>○育児・介護休業法の改正により、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充がされるなど、男性の育児休業がより取得しやすくなっている（令和7年4月1日より段階的に施行）。男性の育児休業取得率については、令和2年度から目標値を大きく上回っているところであるが、仕事と家庭の両立を支援する環境づくりとともに、国の制度改正や支援制度の周知を行い、男性が積極的に子育てに関わる機運を引き続き醸成する。</p>										

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策3 子ども・若者の健やかな育ち

(1) 様々な主体の参画による子どもを地域で支え育む取組の推進											
基本目標		施策の方向性									
社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深める取組を進めるとともに、安全で安心な子どもの居場所や活動拠点を確保し、地域全体で子どもを育てる環境をつくります。		子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子どもの育成にもに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育むとともに、地域のなかでの子どもたちの居場所や遊ぶ場の確保に取り組みます。									
(2) 「生きる力」を育む学校教育等の充実											
基本目標		施策の方向性									
基本的な生活習慣の定着など子どもの「学ぶ力」の向上を基盤に、子どもが確かな学力、豊かな人間性や社会性を備え、個性的で創造性に富み、互いの人権を尊重し、公の心を持って社会に貢献し、自ら未来を切り拓いていくことのできるたくましさ身に付けます。		子どもが社会の一員として個性を伸ばしながら成長し、自立していくための基礎を身につけられるよう「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「滋養の自然や地域と共生する力」を育むため、学びや体験の機会を確保します。									
(3) 若者の社会的自立・職業的自立の促進											
基本目標		施策の方向性									
子ども・若者が、次代の社会の担い手として、他者や地域社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として自信と誇りを持ち、社会の中で自らの持つ力を発揮できることを目指します。		社会の一員としての意識を育み、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう、地域活動や社会貢献活動などへの主体的な社会参画を促すとともに、若者が能力と適性に合った職業を選択し、職業人として自立していけるよう支援します。									
指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標の達成度 ／達成状況	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数	115か所	130箇所	142箇所	153箇所	175箇所	202箇所	231箇所	63%	300か所	子ども若者政策・私学振興課	
淡海子育て応援団等の地域協力事業所数	1,795店舗	1,979店舗	2,158店舗	2,256店舗	2,300店舗	2,335店舗	2,331店舗	89%	2,120店舗→2,400店舗	子ども若者政策・私学振興課	
しがこども体験学校参加団体数	155団体	157団体	161団体	172団体	179団体	184団体	190団体	78%	200団体	子ども若者政策・私学振興課	
評価、課題、今後の展開	計画期間（5年間）を通じた評価										
	【遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数】 ○「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」を通じた公私協働のサポート等を継続して実施し、計画期間を通じて「遊べる・学べる淡海子ども食堂」の開設数が約100箇所増加するなど、地域の中での子どもたちの居場所の確保につながった。										
	【淡海子育て応援団等の地域協力事業所数】 ○「淡海子育て応援団等」の地域協力事業所数は目標に届かなかったものの現状からは増加しており、子育て家庭が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの拡大につながった。										
	【しがこども体験学校参加団体数】 ○「しがこども体験学校」の参加団体は目標に届かなかったものの年々増加しており、人・自然・文化等に触れる様々なプログラムを展開し、子どもの豊かな人間性や社会性を育むことに寄与している。										
評価、課題、今後の展開	計画期間（5年間）を通じた課題、今後の展開										
	【遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数】 ○地域によって「遊べる・学べる子ども食堂」の開設数に差があるため、開設数が少ない地域を中心に取組の周知に努め、各小学校区に1以上の子ども食堂の開設を目指し、子どもたちの居場所の確保につなげていきたい。										
	【淡海子育て応援団等の地域協力事業所数】 ○閉業する店舗もあることから、近年地域協力事業所数が伸び悩んでいる。改めて業界団体等への働きかけや商工観光労働部との連携を強化し、「淡海子育て応援団」の周知および登録事業所数の拡大を図っていく。										
	【しがこども体験学校参加団体数】 ○地域によって「しがこども体験学校」の参加団体数に差があるため、参加団体数が少ない地域を中心に事業の周知に努め、子どもたちの体験活動の充実につなげていきたい。										

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策4 青少年の健全な成長

(1) 青少年の健全育成の推進											
基本目標		施策の方向性									
青少年を取り巻く環境の整備や青少年の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から青少年を保護するとともに、青少年が自らのもつ力を発揮しながら、たくましく生きることが出来る環境整備をします。		青少年が犯罪や事故などに巻き込まれないよう安全を確保するとともに、健やかに成長するための環境を整備します。									
(2) いじめの加害者や非行少年等への対応											
基本目標		施策の方向性									
いじめの加害や非行を行った子どもを、福祉的な支援が必要な要保護児童と捉えて、関係機関が連携して適切に対応します。また、非行などの課題がある青少年への立ち直り支援や社会生活上の困難を有する子ども・若者への切れ目ない支援を行います。		いじめの加害者や非行少年に対して、その背景にある、子どもや家族の抱える問題を把握するために関係機関が情報共有したうえで、適切な役割分担を行い、必要な支援に取り組みます。また、非行などの課題がある青少年が、命の大切さを学び、自分自身を見つめ直し、自立に向け健やかに成長していけるよう、関係機関との連携のもと、生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなど、青少年の立ち直りを支援します。さらに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、多様な機関が連携して、切れ目ない支援を行います。									
指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標の達成度 ／達成状況	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
しが若者ミーティング参加者数	-	-	中止	37人	35人	38人	29人	未達成 (現状値がないため比較不可)	300人	子ども若者政策・私学振興課	
青少年立ち直り支援センター(あすくる)での支援プログラム終了率	82.7% (H26～H30の平均約75%)	77.4%	62.5%	88.2%	76.20%	65.60%	62.5% (R1～R6の平均約72%)	0%	80.0%	子ども家庭支援課	
滋賀県青年大会参加者数	375人	390人	中止	44人 新型コロナウイルスにより、 体育の部は中止とし、文化の 一部の種目のみ実施。	280人	407人	473人	78%	500人	子ども若者政策・私学振興課	
住んでいる地域の行事に参加したことがある児童・生徒の割合 (「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の合計)	全国平均(小:62.7%、 中:45.6%)を上回る 小学生 72.5% 中学生 52.4%	全国平均(小:68.0%、 中:50.6%)を上回る 小学生 77.2% 中学生 58.7%	全校調査は中止 県独自調査の結果 小学生 73.3% 中学生 52.4% ※ほぼ全ての小中学校 (1,2クラス抽出)で 調査を実施	全国平均(小:58.1%、 中:43.7%)を上回る 小学生 67.7% 中学生 51.3%	全国平均(小:52.7%、 中:40.0%)を上回る 小学生 63.6% 中学生 49.1%	全国平均(小:57.8%、 中:38%)を上回る 小学生 67.5% 中学生 43.5%	令和6年度全国学力 学習調査の児童・生徒 質問調査において、指 標としている質問が削 除されているため、比 較することが難しい。	令和6年度全国学力 学習調査の児童・生徒 質問調査において、指 標としている質問が削 除されているため、達 成度を計ることが難し い。	全国平均を上回り、 かつ 小学生 80.0% 中学生 70.0%	教委・幼小中教育課	
携帯電話等フィルタリング設定率	52.9%	69.9%	74.2%	82.8%	80.9%	73.1%	90.9%	314%	65.0%	子ども家庭支援課	
<p>計画期間(5年間)を通じた評価</p> <p>【しが若者ミーティング参加者数・滋賀県青年大会参加者数】 ○しが若者ミーティングや滋賀県青年大会の参加者数は目標に達していないものの、参加した若者にとっては社会参画意識の向上や地域活動等への主体的な参画促進に向けたきっかけづくりとなった。</p> <p>【青少年立ち直り支援センター】 ○支援プログラムを完了した少年の割合は、年度によってばらつきが見られるものの、少年一人ひとりが抱える背景や課題、ニーズ、能力、適性等に応じたきめ細かな指導を行うことができた。</p> <p>【住んでいる地域の行事に参加したことがある児童・生徒の割合】 ○5年間を通して、児童・生徒の地域行事への参加率は、全国平均と比べて高い。</p> <p>【携帯電話等フィルタリング設定率】 ○インターネットやスマートフォンの利用の低年齢化が進む中、フィルタリング設定率は増加傾向にある。県の調査や市町の青少年補導センター職員による立入調査等の機会を通じて、携帯電話販売事業者に対してフィルタリング設定を推奨するよう依頼したほか、子ども向けの非行・被害防止教室等において、フィルタリング設定の推奨やスマートフォンの正しい使用方法について啓発を行った。</p>											

<p>評価、課題、今後の展開</p>	<p>計画期間（5年間）を通じた課題、今後の展開</p> <p>【しが若者ミーティング参加者数・滋賀県青年大会参加者数】</p> <p>○引き続き青少年団体の活性化や青少年の健全育成を推進するため、活動に参加する若者を増やすとともに、参加者のネットワークを広げる環境づくりを進める。</p> <p>【青少年立ち直り支援センター】</p> <p>○支援少年は、家庭環境の複雑さ、保護者の精神疾患や経済的な困窮、自身の発達特性など様々な課題を抱えているケースが多く、対象少年のみの支援だけでは不十分であり、保護者を含む家庭ごと支援する必要があることから、市町の福祉部門や学校、保護観察所、医療機関等の関係機関とより一層密に連携をとり、それぞれの機関が役割を明確にして、支援を行うことが必要である。</p> <p>【住んでいる地域の行事に参加したことがある児童・生徒の割合】</p> <p>○住んでいる地域の行事に参加したことがある児童・生徒の割合が5年間を通して、中学生の数値が減少しており、中学生と地域との関わりが少なくなっていることが懸念される。令和6年度全国学力学習調査の児童・生徒質問調査において、指標としている質問が削除されているため、今後の比較が難しい。</p> <p>【携帯電話等フィルタリング設定率】</p> <p>○インターネット利用の低年齢化に伴い、SNS上のトラブルや犯罪の被害に遭う子どもの増加が懸念される。そのため、安全・安心なインターネット利用の推進に向け、引き続き、携帯電話販売会社に対して、契約者（保護者）へのフィルタリング設定の推奨を徹底するよう依頼するほか、フィルタリングの利用や家庭におけるスマートフォン・インターネット利用のルールづくりなど、子どもや保護者への啓発活動を行う必要がある。</p>
--------------------	---

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策5 社会的養護の推進

(1) 児童虐待の未然防止	
基本目標	施策の方向性
児童虐待によって子どもが傷つくことがないよう、子どもや保護者が必要な支援につながる取組により、児童虐待を起こさない地域づくりを進めます。	児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもの見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。 児童虐待は、①保護者の養育能力や社会的未熟、②経済的困窮や育児の過重負担、③親族、地域との関係の希薄化に伴う社会的な孤立、④保護者から見た子どもの育てにくさなど、これらが複雑に絡み合っていることから、児童虐待を起こさない社会の実現に向けて、子育ての負担感、不安感を少なくするため、多様なニーズに応え、きめ細かな子育て支援の推進を図り、子育てを地域の様々な関わりの中で支えていきます。
(2) 児童虐待の早期発見・早期対応	
基本目標	施策の方向性
保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、早期発見と早期対応に取り組む、児童虐待の重篤化を防ぎます。	保健・医療・福祉・教育等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題を抱え、養育が困難な状況に陥る家庭を早期に把握していく必要があります。 このため、市町とも情報を共有しながら、このような状況にある家庭の養育に関し、助言・指導等を行うことにより適切な養育の確保を図ります。
(3) 子どもの保護・ケア	
基本目標	施策の方向性
社会的養護を必要とする子どもに、安全・安心で人権の尊重された生活の場を提供します。	家庭養育優先原則に基づき、家庭における養育が困難な場合は、特別養子縁組または「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を進めます。 また、子どものニーズに応じてできる限り良好で家庭的な環境で生活できるよう、児童養護施設の小規模かつ地域分散化を進めます。 なお、児童養護施設は、日常的に専門的なケアを必要とする子どもへの支援や、子どもの情緒や行動上の問題の解消・軽減を図りながら、早期の家庭復帰、あるいは養子縁組、里親委託へとつなげていく役割も担っていることから、本県では里親および児童養護施設の双方による社会的養護を推進します。
(4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援	
基本目標	施策の方向性
社会的養護のもとにある子どもとその保護者の絆の再構築に取り組むとともに、将来にわたって自立した生活ができる社会をつくれます。	施設への入所や里親委託は、子どもへの支援の最終目標ではなく、子どもの将来を見据えて、子どもとその保護者との関係の修復に取り組んでいきます。 また、措置を解除となった子どもが、安定した社会生活を送ることができるように、関係機関が連携・協力して子どもの自立を支援していきます。
(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化	
基本目標	施策の方向性
子ども家庭相談センターの組織としての対応力を強化するとともに、市町や関係機関との積極的な連携を図り、児童虐待への対応を強化します。	子ども家庭相談センターが、組織としての高い専門性を発揮できるよう、機能強化を図るとともに、市町や関係機関と積極的な連携を図り、県全体の子ども家庭相談体制の強化を図っていきます。

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標の達成度 ／達成状況	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
里親のもとや児童養護施設等において、「子どもの権利ノート」の内容を知っている子どもの割合	37.6%	—	—	42.2%	—	52.6%	51.5%	22%	100%	子ども家庭支援課	
里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができる。」と感じている子どもの割合	—	—	—	72.7%	—	67.1%	64.7%	65%	100%	子ども家庭支援課	
養育支援訪問事業で家事支援をメニュー化している市町数	10市町	11市町	11市町	11市町	11市町	11市町	10市町	0%	全市町	子ども家庭支援課	
産婦健康診査事業の取組市町数	2市	2市	2市	2市町	2市町	11市町	全市町	100%	全市町	子育て支援課	
里親等委託率	34.3%	36.5%	34.7%	35.9%	35.6%	36.3%	34.4%	1%	48.3%	子ども家庭支援課	
3歳未満	28.6%	45.5%	14.3%	21.7%	42.1%	20.0%	15.4%	0%	52.2%	子ども家庭支援課	
3歳以上就学前	25.0%	22.6%	38.5%	42.3%	33.3%	40.0%	41.7%	79%	46.2%	子ども家庭支援課	
学童期以降	35.7%	37.5%	36.2%	36.6%	35.5%	36.7%	34.3%	0%	48.2%	子ども家庭支援課	

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標の達成度 ／達成状況	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
養育里親の新規登録者数(世帯)	19世帯	25家庭	21世帯	19世帯	25世帯	21世帯	20世帯	109% (実績(6か年)131世帯 /計画:120世帯(20× 6か年)=109%)	20世帯/年	子ども家庭支援課	
中学校区別の養育里親登録率	68.0%	72.2%	75.3%	76.8%	81.1%	81.1%	78.9%	34%	100%	子ども家庭支援課	
里親のもとや児童養護施設等で暮らす子どもの進学率および就職率	83.1%	92.2%	81.1%	97.9%	87.1%	97.8%	集計中	-	100%	子ども家庭支援課	令和8年1月予定
乳児院および児童養護施設における一時保護専用施設数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	2箇所	3箇所	3箇所	100%	3箇所	子ども家庭支援課	
小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の定員数(本体施設から地域へ移行する定員数)	36人(6箇所)	30人(5箇所)	36人(6箇所)	42人(7箇所)	71人(12箇所)	71人(12箇所)	77人(13箇所)	98%	78人(13箇所)	子ども家庭支援課	
市町子ども家庭総合支援拠点設置数	4市	5市	8市	11市	15市町	16市町	11市町 ※こども家庭センター の設置市町数	47%	全市町	子ども家庭支援課	児童福祉法の改正に伴い、令和6年度から「こども家庭センター」に移行
評価、課題、今後の展開	<p>計画期間（5年間）を通した評価</p> <p>【産婦健康診査事業の取組市町数】 ○産後うつ早期発見、支援のきっかけとして重要である産婦健診について、全市町で取り組むことができた。</p> <p>○市町において、母子健康手帳交付時に保健師や助産師が面談し、妊娠時から必要な相談・支援を実施しており、令和4年度からは妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施「出産子育て応援交付金事業」による「伴走型相談支援」が開始され、妊娠前から切れ目のない支援体制の充実強化が図られた。</p> <p>○平成28年の児童福祉法の改正において示された「家庭養育優先原則」を踏まえ、養育里親の増加や児童養護施設等の小規模化・地域分散化等に取り組んだ。また、令和3年度から里親のリクルート、認定研修、養成、マッチング、登録後支援を包括的に行うフォスタリング業務を県内社会福祉法人に委託するほか、令和6年度には里親支援センターを設置し、質の高い里親の養成を図ることで、子どもにとって最適な里親の提案を行うとともに、里親の情報を一元的に管理することで、市町への里親情報の提供など新たな支援に取り組んだ。</p> <p>○児童養護施設等に入所する全ての子どもに対し、「子どもの権利ノート」を配付した。また、滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会委員が、定期的に児童養護施設や子ども家庭相談センターの一時保護施設等を訪問するほか、子ども本人からの求めに応じた訪問も実施し、子どもの意見等を聴くなど、子どもの権利擁護の推進を図った。</p>										
	<p>計画期間（5年間）を通した課題、今後の展開</p> <p>(課題)</p> <p>○児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、保護者や子どもへの対応等も複雑化、困難化しており、虐待の予防や早期発見・早期対応を推進するため、子ども家庭相談センターがより専門性を発揮できるよう、職員の定着支援や専門職としての資質の向上を図り、あわせて職員を支援する仕組みづくりなど、引き続き、機能強化を図るとともに、市町における取組への支援や関係機関との連携等により、県全体の相談体制を充実させることが必要である。</p> <p>○代替養育が必要な子どもがより家庭的な環境で生活していけるよう、里親・ファミリーホームへの委託等や児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の更なる推進を図る必要がある。</p> <p>○子どもの権利擁護の更なる推進のため、子どもが自分自身の考えや意見等をより表明しやすい体制や仕組みを構築する必要がある。</p> <p>(今後の展開)</p> <p>○児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであるとともに、将来世代の育ちにも影響を及ぼす可能性がある。このことを踏まえ、「滋賀県児童虐待防止計画」(令和7年3月策定)に基づき、県や市町、子ども・子育てに関わる関係機関が、それぞれの役割を果たし、専門性を発揮し、連携して、児童虐待の発生予防・未然防止や早期発見・早期対応、社会的養護のもとで生活する子どもの保護やケア、親子関係再構築、子どもの自立までの切れ目のない支援に取り組む。</p>										

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策6 子どもの貧困対策

(1) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援	
基本目標 学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関係機関との連携や経済的支援を通じた教育費負担の軽減を図ります。	施策の方向性 貧困の連鎖を防ぐため幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、子どもが小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、保幼小連携を推進します。また、子どもの貧困の背景にある原因を把握・分析し、学校や地域での放課後学習の取組、福祉関係機関との連携など、学校を拠点とした子どもの貧困対策の展開や教育費負担の軽減に取り組みます。
(2) 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援	
基本目標 相談事業等の充実を図ることなどにより、貧困の状況にある子どもが社会的に孤立しないようにします。	施策の方向性 保護者が仕事と家庭の両立ができるよう、保育サービスの充実や、日常生活や健康面のサポートを行うとともに、子どもの居場所づくりや進学・就労など、子どもが安心して生活することができるよう、支援の充実を図り、関係機関の連携や体制整備などを進めます。
(3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援	
基本目標 貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、保護者および子どもに対する就労支援を行い、就労機会の確保を図り、経済的自立を目指します。	施策の方向性 保護者に対しては、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定や学び直し、困難を有する子どもに対しては、学校と就労支援機関との連携により、希望に応じた就職支援を進めます。
(4) 世帯の生活を下支えするための経済的支援	
基本目標 生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付(サービス)等を組み合わせた経済的支援を進め、世帯の生活の基礎を下支えします。	施策の方向性 ひとり親に対する児童扶養手当、福祉医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付や養育費確保支援、生活保護世帯に対する教育扶助等などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標の達成度 ／達成状況	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
ひとり親家庭の親の就業率(正社員)	母子:41.3% 父子:67.5%	-	-	-	-	母子:47.8% 父子:69.6%	-	母子:240.7% 父子:20.4% (R5実績より算出)	母子:44.0% 父子:77.8%	子ども家庭支援課	
スクールソーシャルワーカー(SSW)の支援学校数およびスクールカウンセラー(SC)の配置・派遣率	【SSW】 SSWが支援した 学校数:184校 【SC】 SCの配置・ 派遣率:95.6%	【SSW】 SSWが支援した 学校数:183校 【SC】 SCの配置・ 派遣率:94.0%	【SSW】 SSWが支援した 学校数:188校 【SC】 SCの配置・ 派遣率:92.8%	【SSW】 SSWが支援した 学校数:204校 【SC】 SCの配置・ 派遣率:95.6%	【SSW】 SSWが支援した 学校数:204校 【SC】 SCの配置・ 派遣率:95.0%	【SSW】 SSWが支援した 学校数:227校 【SC】 SCの配置・ 派遣率:97.8%	【SSW】 SSWが支援した 学校数:202校 【SC】 SCの配置・ 派遣率:97.0%	【SSW】 113% 【SC】 32%	【SSW】 SSWが支援した 学校数:200校 【SC】 SCの配置・ 派遣率:100%	教委・幼小中教育課	
就学援助制度に関する周知状況	進級時 89.5% 入学時 94.7% [平成29年度]	進級時 94.7% 入学時 100%	進級時 94.7% 入学時 100%	進級時 94.7% 入学時 100%	進級時 100% 入学時 100%	進級時 100% 入学時 100%	進級時 100% 入学時 100%	100%	進級時 100% 入学時 100%	教委・幼小中教育課	
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.2% [平成28年度]	98.3% [平成30年度]	96.2% [令和元年度]	93.6% [令和2年度]	92.4% [令和3年度]	未確定	集計中	-	99.2%	健康福祉政策課	
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	6.3% [平成28年度]	3.6% [平成30年度]	3.1% [令和元年度]	3.3% [令和2年度]	2.4% [令和3年度]	未確定	集計中	-	1.10%	健康福祉政策課	

<p>計画期間(5年間)を通じた評価</p> <p>【ひとり親家庭の親の就業率(正社員)】 ○ひとり親家庭が自立に向け取り組むための支援として、児童扶養手当をはじめとする「経済的支援」のほか、滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターにおける就労相談などの「就労支援」、「子育て・子育てのための生活支援」「きめ細やかな相談体制と情報提供」の4つの柱により施策を行った。正社員就業率について、母子家庭の母については目標を達成したが、父子家庭について未達成となった。</p> <p>【スクールソーシャルワーカー(SSW)の支援学校数およびスクールカウンセラー(SC)の配置・派遣率】 ○SSW、SCともに支援学校数や配置・派遣率は、高い水準を保っており、子どもの支援の充実につながっている。</p> <p>【生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率・中退率】 ○生活保護世帯に属する子どもに対して、学習支援や生活習慣・社会性の育成支援を行い、子どもの学習意欲の向上や健全な成長を促すとともに、高等学校就学時に入学検査料や入学金を含む高等学校等就学費を支給する等金銭的支援を行うことにより、高等学校等進学率および中退率の改善が図られている。</p>

<p>評価、課題、今後の展開</p>	<p>計画期間（5年間）を通じた課題、今後の展開</p> <p>【ひとり親家庭の親の就業率(正社員)】 (課題) ○ひとり親家庭の正職員就業率は上昇しているが、継続して働けるよう、より一層の子育て・生活支援策の充実が求められる。 ○ひとり親家庭が安心して働ける環境づくりを進めるため、企業の理解促進に向けた働きかけを継続する必要がある。 ○父子家庭については、母子家庭と同様の枠組みであるものの、父子家庭ならではのニーズや課題を把握し、支援のあり方について整理していく必要がある。</p> <p>(今後の展開) ○淡海・若者プランに基づき、保護者が子育てと仕事を両立しながら経済的に自立できるよう、保護者の就労支援と子どもの育ちを支え、安心して生活できる環境づくりを進める。</p> <p>【ひとり親家庭の親の就業率(正社員)】 ○全県的に高等学校進学率および中退率の更なる改善を図るため、生活保護世帯に属する子どもの支援にあたるケースワーカーが子どもの目線をもった支援や指導を行えるよう、研修等を通して資質向上を図る。 ○引き続き、支援対象の子ども世帯に教育扶助および生業扶助等を支給して生活の安定を図るとともに、関係機関と連携し、修学支援等適切な支援につなげていく。</p> <p>【スクールソーシャルワーカー(SSW)の支援学校数およびスクールカウンセラー(SC)の配置・派遣率】 ○SSW、SCともに支援学校数や配置・派遣率の増加には配置時間の拡充が必要であり、財源の確保が課題である。今後はSSW,SCの支援が課題を抱える子どもたちに行き届くよう、効果的な活用について啓発する。</p>
--------------------	--

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策7 ひとり親家庭への支援

(1) 自立のための就労支援	
基本目標 ひとり親家庭の自立や生活の安定、向上に向け、その就業を支援し、就業により十分な収入を安定的に確保します。	施策の方向性 ひとり親が自分らしいと思える生活の実現をめざして、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定などの就労支援を進めます。また、子どもの成長に伴い変化する働き方に対する希望にも柔軟に対応できるよう企業に対するひとり親の理解促進を図ります。
(2) 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援	
基本目標 ひとり親が安心して子育てができるよう多様な保育サービスや日常生活面の支援の充実、教育環境の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支えます。	施策の方向性 ひとり親が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応する延長保育、病児保育および一時預かりなどの子育て支援策や、家事援助など生活面のサポートなどを着実に推進します。また、子どもの健やかな育ちを支えるため、学習支援、進学のための資金貸付などの経済的支援により、教育環境の充実を図ります。
(3) 生活の安定と自立のための経済的支援	
基本目標 経済的支援によりひとり親の生活の安定と経済的自立を目指します。	施策の方向性 ひとり親家庭となり不安を抱える中、県営住宅の入居など生活基盤確保の支援や各種手当などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。また、離婚にあたって、養育費負担の取決めを行うことなどについて、広報・啓発活動を行っていきます。
(4) きめ細かな相談体制と情報提供	
基本目標 ひとり親家庭が抱える生活、就業等に関する様々な悩みについて、相談体制や情報提供の充実を図り、ニーズに合ったきめ細やかな支援を提供します。	施策の方向性 ひとり親家庭の子育てをはじめとした様々な悩みに対し、特に支援を必要としているひとり親家庭に情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知を図るとともに、母子・父子自立支援員や就業支援員などによる情報提供や相談体制を充実します。

指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標の達成度 ／達成状況	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
母子家庭等就業・自立支援センターの取組による就業者数(累計)	130人	135人	144人	128人	100人	121人	114人	81% (R2～R6の合計値に対する目標達成率)	750人 (R2～R6累計)	子ども家庭支援課	
ひとり親家庭の子どもの進学率(大学等への進学率)	61.4%	—	—	—	—	70.5%	—	91%	71.4%	子ども家庭支援課	
養育費を受け取っている母子家庭の割合	33.3%	—	—	—	—	40.8%	—	45%	50.0%	子ども家庭支援課	
母子家庭の暮らし向きに対する意識:(たいへん)苦しいの割合	65.2%	—	—	—	—	67.0%	—	0%	国民生活基礎調査における児童のいる世帯の生活意識の状況「大変苦しい」「やや苦しい」の計(R5年)65.0%	子ども家庭支援課	

評価、課題、今後の展開	<p>計画期間（5年間）を通じた評価</p> <p>○ひとり親家庭が自立に向け取り組むための支援として、児童扶養手当をはじめとする「経済的支援策」のほか、滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターにおける就労相談などの「就業支援」、「子育て・子育てのための生活支援」「きめ細やかな相談体制と情報提供」の4つの柱により施策を行った。滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターの相談件数が減少傾向にあり、それに伴い就業者数についても減少し、目標は達成できなかった。</p> <p>○大学進学率について、全体として大きく改善したものの目標は未達成であり、さらなる取組が求められる。</p> <p>○養育費受領率については、上昇しているが目標は未達成であり、さらなる取組が求められる。</p> <p>○暮らし向きに対する意識については、世帯全体の平均が悪化する中、ひとり親家庭の暮らし向きに関する意識も悪化しており「大変苦しい」「苦しい」と回答する割合が高い状態が続いており、一層の支援が求められる。</p>
	<p>計画期間（5年間）を通じた課題、今後の展開</p> <p>(課題)</p> <p>○ひとり親家庭のライフスタイルや抱える課題が多様化しており、ニーズに応じた支援体制を構築する必要がある。</p> <p>○大学等進学率の改善や養育費受領率の上昇がみられるものの、暮らし向きに対する意識については悪化している。個別施策が一定の成果を挙げているにもかかわらず、直接的にひとり親家庭の生活実感の改善に結びついていない可能性があり、その要因を検証していく必要がある。</p> <p>(今後の展開)</p> <p>○淡海子ども・若者プランに基づき、養育費の確保を支援するとともに、保護者が子育てと仕事を両立しながら経済的に自立できるよう、保護者の就労支援と子どもの育ちを支え、ひとり親家庭等が多様な家族のあり方の一つとして安心して生活できる環境づくりを進める。</p>